

令和4年度第1回長野県契約審議会次第

日時 令和4年(2022年)9月8日(木)
午後1時30分から午後4時00分(予定)
場所 長野県庁西庁舎111号会議室(事務局)

1 開 会

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

(2) 報告事項

ア 入札参加資格の登録等の状況 【取組番号 20 等】

- (ア) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」に係る信州企業評価項目の加点状況
- (イ) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況
- (ウ) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

イ 県の契約状況の概要 【取組番号 3】

- (ア) 製造の請負等3契約の契約状況
- (イ) 建設工事等の受注希望型競争入札の実施状況
- (ウ) 森林整備業務の契約状況等

ウ 電子契約の導入について

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況 【取組番号 10, 18, 28, 37, 76】

オ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果 【取組番号 76】

カ 少雪時における除雪及び凍結防止剤散布業務の固定的経費について

3 その他

4 閉 会

資料一覧表

(1) 審議事項

ア 前回審議会での主な意見 ……資料 1 (P1)

(2) 報告事項

ア 入札参加資格の登録等の状況

(ア) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」に係る信州企業評価項目の加点状況 ……資料 2 (P28)

(イ) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況 ……資料 3 (P29)

(ウ) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況 ……資料 4 (P30)

イ 県の契約状況の概要

(ア) 製造の請負等 3 契約の契約状況 ……資料 5 (P31)

(イ) 建設工事等の受注希望型競争入札の実施状況 ……資料 6 (P32)

(ウ) 森林整備業務の契約状況等 ……資料 7 (P34)

ウ 電子契約の導入について ……資料 8 (P35)

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況 ……資料 9 (P36)

オ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果 ……資料 10 (P38)

カ 少雪時における除雪及び凍結防止剤散布業務の固定的経費について ……資料 11 (P40)

令和4年度第1回長野県契約審議会（9月8日（木）開催）

長野県契約審議会委員名簿

（任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで）

（敬称略、五十音順）

氏名	経歴・役職等	備考
あい ざわ ひさ こ 相 澤 久 子	公認会計士	出席
あき ば よし え 秋 葉 芳 江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科教授、 ソーシャル・イノベーション創出センター長	出席
うす い みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授	出席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出席
きの した しゅう 木 下 修	一般社団法人長野県建設業協会会長	出席
た むら しげる 田 村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	出席
なか しま み か 中 島 実 香	弁護士	出席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授	
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	
もり しゅん や 森 俊 也	長野大学企業情報学部学部長・教授	出席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	一般財団法人首都高速道路協会理事	出席

前回審議会の主な意見 [令和3年度第3回契約審議会(2月1日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(2) ア 建設工事に係る公募型見積合わせの導入について	61	吉野委員	・この見積合わせの場合に、どういう基準で業者を選ぶのかというのがよく分からない。価格だけで選定するのか、それとも別の基準も配慮するのか。また、失格基準価格の設定等、ダンピング対策はどうするのか。そういう点を具体的に説明していただきたい。	・工事に必要な要件や参加資格を示し、参加希望者を募り、見積りにより価格の安い者を決定します。(前回審議会にて回答済み) ・ <u>ダンピング対策について(資料1 P2~P27)</u>
		碓井会長	・(ダンピング対策について)低入札価格調査と同じようなことは必要ではないかと思うんですが、いかがですか。全く事前の準備が必要なくていいのかという問題提起です。公募するという事は、それなりの応募者がいるということを前提にする仕組みです。1者に対して頼んでいる場合とは違うわけです。	・ <u>ダンピング対策について(資料1 P2~P27)</u>
		奥原委員	・公募型見積合わせの試行について、土木施設小規模補修工事当番登録との違いを伺いたい。 ・制度のメリットとして共同企業体の参加も可能とされていますが、案件の規模に応じて、地元を熟知する事業者へ限定する発注もお願いしたい。 ・価格については安い方が優先されるということでしたけれども、本復旧をされる工事について何かしら基準を設けないと、適切な施工ができなかったりということがあるといけませんので、その辺の基準はお示しいただいたほうがいいと思います。	・小規模補修工事当番登録で対応できるものは、金額や規模が比較的小さく、かつ、緊急、応急を要する工事です。(前回審議会にて回答済み) ・復旧復興共同企業体は、構成員のうち少なくとも1者は被災地域の管内に本店を有する要件があるため、地元企業の受注機会を確保しています。(前回審議会にて回答済み) ・ <u>ダンピング対策について(資料1 P2~P27)</u>
		森委員	・大規模災害というものをそもそもどう定義するのか。「労働力等の調達環境の変化など需給が逼迫した状況が発生し」というのが基準ラインになってくるかと思いますが、具体的な基準あるのかどうか。	・自然災害による被害が甚大かつ広域に及ぶ場合で、建設部が定める「大規模災害時における入札契約制度等のガイドライン」を適用する災害としています。(前回審議会にて回答済み)
		碓井会長	・試行の結果について、評価などを承りたい。同時にガイドラインを資料として見せていただきたい。	・ <u>試行結果、ガイドラインについて(資料1 P2~P27)</u>
		湯本委員	・今回の試行は、応札の少ないところで行ったという理解でよいか。大規模災害については、農地整備や林務もあるが、今後、建設工事だけの試行か。	・木曾建設事務所は、応札の状況が常に厳しい中で速やかに災害復旧に対応しなければならないため試行しています。(前回審議会にて回答済み) ・農地整備や林務にも災害はありますが、今回の試行は建設部が発注する災害復旧工事に限定しています。(前回審議会にて回答済み)
		田村委員	・これだけ意見ができるようなものを報告でよかったのか、本来であれば導入の前に意見を聞くべきではなかったか。 ・新たな手続きを導入することについては、審議事項であるべきだと思います。	・今回は、8月に豪雨災害があり、査定が10月~11月、発注が1月という状況で、「緊急を要するために、審議会における審議を経ずに実施した事項を報告事項として執行機関の判断で適用とする」という内規に基づいて判断をさせていただきました。今後は慎重に判断していきたいです。(前回審議会にて回答済み)
(2) イ 建設工事等における全国の落札率の推移	3	堀越委員	・総合評価落札方式を採用している工事と、それ以外の工事の入札参加者数の比較もしていく必要があるのではないかと。入札参加者が減少している根本的なものについて検証が必要ではないか。	・総合評価落札方式の状況等も含め、入札参加者数の推移については引き続き検証してまいります。(前回審議会にて回答済み)
(2) ウ 清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定	18 76	湯本委員	・昨年はコロナ対策で(最低制限日額に)補正係数の適用がありましたが、今後どのような取扱いにしていくのか。 ・今年、春闘において政府、労使で賃上げが高まっていますが、(最低制限日額が)去年と一緒でよいのか。	・今年度については、未だコロナ禍の中ではありますが、閣議決定どおりに最低賃金が3%以上の引上げとなったことから、例年どおり、補正係数を適用しない算出とさせていただきます。今後の賃上げの状況や、労働環境の変化を注視し、特例としての補正の適用や、補正の率等につきましては、状況に応じて個別に判断してまいります。(前回審議会にて回答済み)

建設工事に係る公募型見積合わせの試行結果と今後の対応について

令和3年8月豪雨に伴う災害の早期復旧に向けて、木曽建設事務所では災害復旧工事の発注を短期集中的に行うため、公募型見積合わせを適用。

1 木曽地域の災害状況

令和3年8月12日～15日の豪雨により、100箇所、復旧費46億円（木曽建設事務所の過去30年間で最大）の災害が発生。

2 試行結果

(1) 適用の経過

- ① 応急復旧工事5箇所を除く95箇所を36件の災害復旧工事にまとめて発注する計画を策定。
- ② 発注計画において、最も工事発注が集中する件数(24件/月)は、木曽建設事務所の前年度の月平均発注件数(5.2件/月)の約5倍に相当。

(2) 実施状況

対象工事 : 木曽建設事務所発注の災害復旧工事 36件
公 告 : 令和4年1月26日～令和4年3月2日
契 約 : 令和4年2月21日～令和4年4月25日
参加者数 : 1件あたり1～2者
落札率 : 94.6%～100% (平均 99.4%)

(3) 結果

- ① 公告から落札決定までの期間は平均27日間（実績）で、総合評価落札方式に対し、約10日間短縮が図られた。
- ② 参加表明がなかった箇所は、参加表明者リストにより見積業者を選定することで、確実に契約することができ、不調防止に繋がった。
- ③ 受注者からは「手続きの期間が短くてよい」との意見があった一方、「公告件数が多く、見積期間が短縮のため設計書の検証や積算の時間が足りない」との意見もあった。
- ④ 発注者からは「参加表明がない案件に参加表明者リストを参考にして確実に業者を選定できた」「総合評価落札方式より事務の手間がかからなくてよい」との意見があった。

3 今後の対応

(1) ダンピング対策について

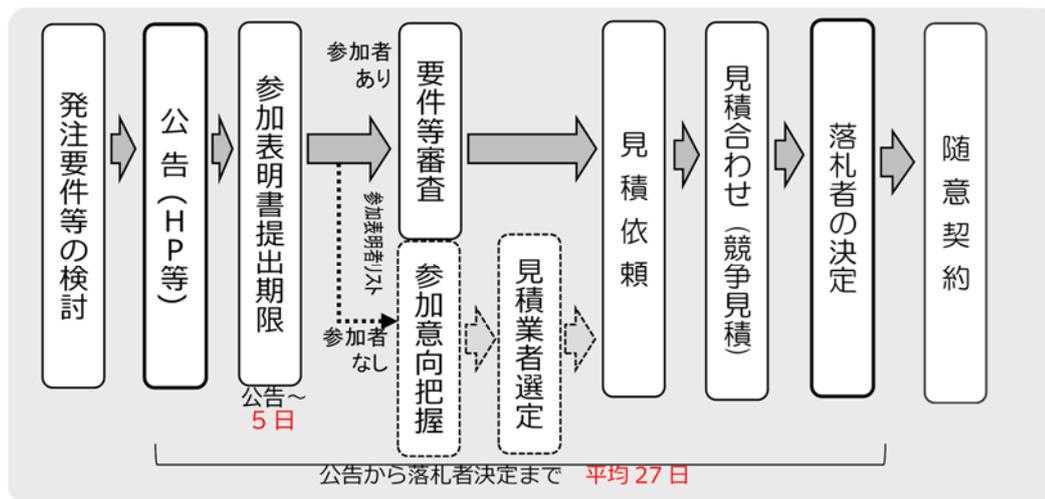
今回の適用においてはダンピング対策を導入していないが、公募した参加者による競争を前提とした見積を行う制度であることから、今後は「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」を準用したダンピング対策を導入する。

(2) 運用について

試行結果を踏まえ、ダンピング対策等を講じた上で本格運用する。また、「大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン」の取組に位置付けていく。

4 参考

① 手続きの流れ



② 現場写真



被災状況 (R3.8 撮影)



復旧状況 (R4.8 撮影)

【(一) 木曾川 木曾郡木曾町塩淵】

令和3年(2021年)9月10日

発注機関の長 様

関係部(局)各課の長 様

建設部長

令和3年8月の大雨に伴う「大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン」
の適用について(通知)

令和3年8月の大雨は「大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン」を適用します。
なお、適用範囲等については下記のとおりとします。

記

1 適用範囲

別紙「大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン」に記載のある取組
ただし、見え消し部は今回の災害復旧には適用しないものとする。

2 適用期間

ガイドラインの各取組に示す期間とする。

3 対象工事(業務)

ガイドラインの各取組に示す工事(業務)とする。

建設部建設政策課技術管理室 基準指導班
入札・契約班

(室長) 栗林 一彦
(担当) 今吉 聡、北原 誠
胡桃 邦年、久保田 益寿

電話直通 026-235-7312、7313

ファクシミリ 026-235-7482

防災電話 8-231-3349

電子メール gjjukan@pref.nagano.lg.jp

大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン

< 趣 旨 >

地震や大雨などの自然災害等により、県有施設（河川、砂防、道路）が被災し、被害が甚大かつ広域に及ぶと懸念される場合（以下「大規模災害時」という。）などにおいて、被害の拡大や二次災害といった民生安定上重大な支障が発生すると懸念される場合には、早期に応急対応を行うことで被害拡大の防止を図り、迅速な復旧に向けた対応を図ることが重要となってくる。

このため、緊急的な応急工事等を迅速かつ円滑に実施できる施工体制を確保するため、大規模災害時の入札契約制度の運用を定めるものである。

< 適用条件 >

大規模災害時に、建設部長が必要と認めた場合に本運用の適用ができるものとする。

< 適用範囲 >

県内全域^{※1}

※1 大規模災害に伴う応急復旧及び災害復旧工事を速やかに進めるため、全県的にフレックス工期契約制度を活用するなどの対応が必要となるため、適用範囲を県内全域としている。（一部、地域を限定した運用あり）

< 適用する取組 >

1 入札契約に関する取組	2 配置技術者等に係る取組	3 設計積算に係る取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札契約方式の選定の基本的な考え方 ○ 発災直後の入札契約等の取扱い 1-1 緊急時対応の工事執行ガイドライン 1-2 発注計画（見通し）の公表 1-3 随意契約の取扱い 1-4 災害復旧工事発注における発注標準表 1-5 復旧・復興建設工事共同企業体の活用 1-6 建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度(フレックス工期契約制度)の実施要領の運用 1-7 建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度(フレックス工期契約制度)の緩和 1-8 落札候補者の辞退 	<ul style="list-style-type: none"> 2-1 監理技術者等の途中交代 2-2 主任技術者の兼務 2-3 現場代理人の兼任制限の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 3-1 概略数量発注方式試行要領の適用 3-2 見積の活用
		<ul style="list-style-type: none"> 4 その他
		<ul style="list-style-type: none"> 4-1 委託業務の再委託の取扱い 4-2 工事書類簡素化及び工事成績評価の取扱い

（~~見え消し~~の取組は今回適用しません）

○ 入札契約方式の選定の基本的な考え方

(目的)

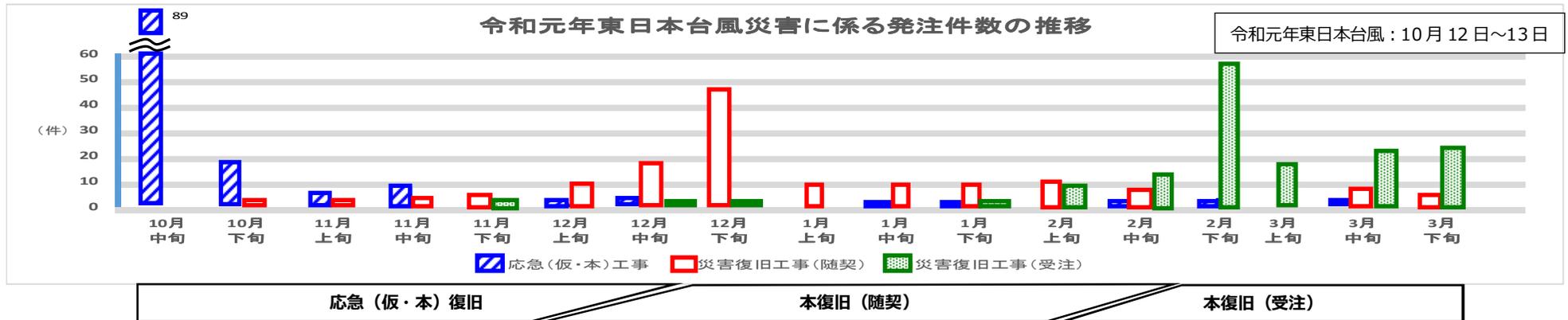
復旧に当たっては、確実な施工が可能な者を短期間で選定し、早期着手が求められ、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要である。
 上記を踏まえ、災害復旧工事における入札契約方式の適用に当たっては、工事の緊急度や実施する業者の体制等、地域の実情を勘案し、随意契約又は受注希望型競争入札等の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、緊急時対応の工事執行ガイドライン（資料編（1～13頁））等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めることとする。表 1-1 に基本的な考え方を示す。

(留意事項)

緊急性等を考慮し、入札契約方式を選定する。

【表 1-1】

適用時期の目安	工事内容	入札契約方式	入札契約に関する取組
発災～4ヶ月程度	応急復旧 本復旧	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ① 協定（建設工事、業務委託）による ② 緊急時対応の工事執行ガイドラインによる ⇒1-1 ③ 応急工事を施工した者（JVの構成員、実績等）⇒1-3
3ヶ月程度～	本復旧	受注希望型競争入札	



(本復旧における随意契約の適用について)

本復旧の段階にあっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急に原状復帰を必要とする観点から、随意契約を適用するなど緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選定する。

・適用例

表 1-1 を参考に、孤立集落解消のための復旧や、近隣住宅が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の護岸復旧など、緊急性が高い本復旧工事

・適用法令(随意契約とする理由)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

○ 発災直後の入札契約等の取扱い 【適用期間：通知日から令和3年9月までに申し出のあった案件（下記【取扱い】1及び2）】

(目的)

大規模災害時においては、被害エリアが広域的となることや停電等、入札契約事務への影響等も考えられることから、状況に応じた適切な対応を行うため、下記のとおり取扱うものとする。

(効果)

状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、受・発注者双方の負担軽減を期待する。

(留意事項)

- ① 受注者（応札者）から申し出があった場合は、状況の確認を行い、発注機関の長が判断する。
- ② 被害（停電等）の状況を勘案し、必要に応じて関係機関（他発注機関）と調整し、適用期間等は発注機関の長が決定する。

【取扱い】

1 入札について

停電等の被災の影響により、入札書等の提出期限までに入札することができない等の連絡があった場合は、入札延期等の措置を検討する。

2 落札候補者について

落札候補者となったが、被災等により契約できない場合は、その理由を付した辞退届を提出し、無効（失格）（ペナルティーなし）とし、次順位者を落札候補とし、速やかに通知するものとする。

3 しゅん工（完了）について

被災又は災害対応により、期限までにしゅん工（完了）することができない等の協議があった場合は、一時中止等の措置を検討する。

1-1 緊急時対応の工事執行ガイドライン

(目的)
 災害発生時は、「緊急時対応の工事執行ガイドライン」により運用しているが、被害が甚大かつ広域的であることなどを踏まえ、対象工事の限度額を緩和することにより、受発注者双方の事務負担の軽減を図るものである。

(効果)
 事務負担等の軽減により、早期契約を可能とし、早期復旧を図る。

(留意事項)
 通常の会計管理者の事前審査（1,000万円以上）は必要である。

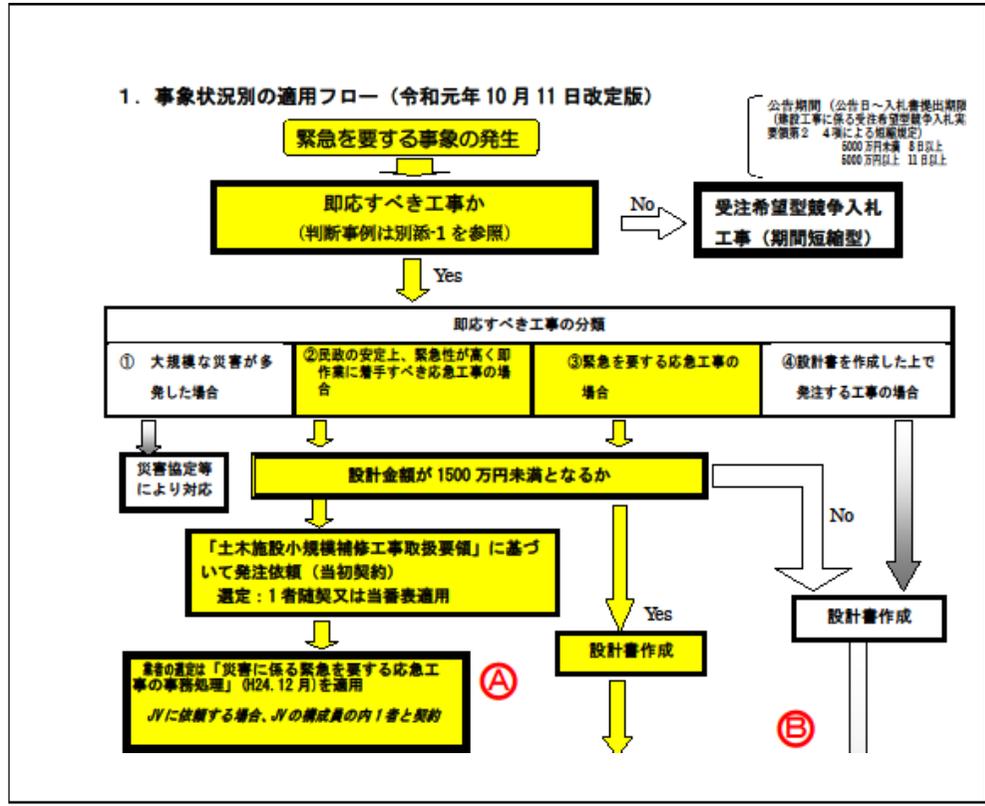
< 概要 >

(適用について)
 本ガイドラインの適用に併せ、「緊急時対応の工事執行ガイドライン」の「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」第3条に定める限度額を緩和するものとする。

(内容)
 1 当初において、取扱要領で定める限度額（1件当たりの工事費が予定価格において1,500万円未満のもの）で契約したものの、地形の変動等やむを得ない理由により増額変更が生じた場合は、事業主管課に協議のうえ、現地機関の長の判断により限度額を超えて契約できることとする。
 2 土木施設小規模補修工事取扱要領に基づき発注し、限度額（1件当たり250万円未満）を超え変更契約する場合においても上記1と同様とする。（需用費での限度額250万円は超えられない）

< ガイドラインの一部抜粋 >

(※資料編(1~13頁))



1-2 発注計画（見通し）の公表

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

（目的）

大規模災害によって発注案件が増加することに伴い、不調不落案件が多く発生することが懸念されるため、災害復旧工事に係る発注予定を早めに公表することで、計画的な応札を促し早期復旧を図るものである。

（効果）

概算工事費や復興JVの参加を認める案件などの発注計画を早めに公表することで、計画的な応札を促し、早期復旧を図る。

（留意事項）

概算工事費（災害復旧工事全案件）、復興JVの参加を認める（対象案件）旨を備考欄に記載すること。また、特例の発注標準を適用する案件については、備考欄に「特例発注標準適用案件」と記載すること。

< 概要 >

（※資料編（14頁））

（対象工事）

災害復旧工事

（内容）

年間発注計画の記載に当たり、

- ①『業種（種別）』欄に“工事区分”…（例）土木一式 ⑥
- ②『案件概要』欄に“規模観がわかるよう記載”
- ③『備考』欄に下記事項（該当項目）を記載すること。

- 概算額 … 災害申請額又は査定決定額より記載。

1千万円未満は、「○百万円」、1千万円以上は、「○千万円」と記載する。※災害関連や改良復旧事業等で申請中のものは除く。

- 復興JVの入札参加案件 … 対象案件は、備考欄に左記を記載。
- 特例発注標準適用案件 … 適用する案件は、備考欄に左記を記載。

1-3 随意契約の取扱い

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

発災直後から災害査定前に実施する応急復旧など緊急度が極めて高い工事及び災害復旧工事に係る測量・設計等の委託業務などについては、被害の最小化や至急の現状回復の観点から「随意契約（地方自治法第167条の2）」を適用するなど早期執行に努める。

(効果)

緊急性の高い災害復旧工事等については、見積書の提出者が一者のみとなった場合でも契約を締結できるとし、迅速な実施を可能とする。

(留意事項)

随意契約にあたり、二者以上へ見積書の提出を依頼したが辞退等により一者のみの提出となった場合、再度見積書を徴しても二者以上の者から提出される見込みがないこと、災害復旧工事を迅速に実施する必要があること等を踏まえ、一者による見積書の徴取となった場合でも、契約を締結できるものとする。

1 適用対象 応急工事

2 関連通知の取扱い

受注希望型競争入札等については、「建設工事等に係る随意契約にあたっての留意事項について」（平成24年1月24日付け事務連絡）（※）により取扱うこととしているが、対象となる災害復旧工事についても同様の取扱いとし、1,500万円の上限は設けないものとする。

また、対象となる災害復旧工事と同時期に発注する通常業務についても1,500万円の上限は設けないものとする。

（※資料編（15頁））

1-4 災害復旧工事発注における発注標準表

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

大規模災害発生時には、発注件数の増加に伴う技術者不足など、不調・不落の発生が懸念される。このため、発注ロットの大型化を検討するなど不調・不落対策が必要となるため、下位ランクの参加可能枠を拡大した発注標準表の特例を適用できるものとする。

(効果)

発注ロットの大型化に併せ発注標準表の特例を適用し、対象業者数の確保を図る。

(留意事項)

災害復旧工事の発注にあたっては、被災箇所が多く、発注ロットを大きくするなどの検討が必要となる。発注ロットの大型化にあたっては、下記「特例の発注標準表」により要件設定できるものとし、不調・不落防止に向け、工事の規模や内容、発注ロット、管内業者の手持ち工事量等の状況を踏まえ、適切な要件設定となるよう留意する。

<発注標準表（特例）の抜粋>

(※資料編(16頁))

土木一式 発注標準表（特例）

格付け	A	B	C	D	E
	953点以上	952～812	811～741	740～657	656以下
1億6,000万円～					
8,000万円～1億6,000万円未満					
5,000万円～8,000万円未満					
3,000万円～5,000万円未満					
1,500万円～3,000万円未満					
800万円～1,500万円未満					
800万円未満					

1-5 復旧・復興建設工事共同企業体の活用

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

大規模災害発生時には、多くの被害が集中することにより、被災地域内のみでは、配置技術者の不足が懸念される。不足する技術者や技能者を広域的に確保できるよう、復旧・復興のための共同企業体に係る取扱いを定め、復旧・復興建設工事の円滑な実施を図るものである。

(効果)

地域に精通する地元建設企業と地域外の建設企業が共同し、不足する技術者や技能者を広域的に確保し、その施工力を強化することで、復旧・復興建設工事の円滑な施工を可能とする。

(留意事項)

同時期に多くの案件が発注される場合（特に初期の過剰供給の段階）の入札不調対策に有効であり、発注ロットの大型化に併せ、復旧・復興建設工事共同企業体（以下、「復興JV」という。）を積極的に活用すること。

また、復興JVとしての入札参加登録は、入札公告日までに行う必要があるため、発注計画の備考欄に復興JVの対象案件であることを明示すること。

< 概要 >

< 実施要領の抜粋 >

(※資料編(17~39頁))

(適用について)

本ガイドラインの適用対象となる災害復旧工事を対象に「長野県における復旧・復興のための共同企業体（復旧・復興建設工事共同企業体）を活用するための当面の運用について」を適用する。

(対象工事)

予定価格8千万円以上の土木一式工事

(様式等)

様式、Q & A等は別添資料編参照

※ 被災地域においては、管内企業の手持ち工事量等を考慮し、特例の発注標準による単体企業を対象とするか、復興JVを活用するかなど適切な運用を検討するものとする。

長野県における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体)を活用するための当面の運用について

1 趣旨

大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドラインの適用災害（以下、「大規模災害」という。）により大きな被害を受けた本県において、不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、長野県内の建設企業が共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 大規模災害による災害に係る復旧工事で、予定価格（税込）が8千万円以上の土木一式工事であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の対象となる工事でないこと。

3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社、3社又は4社とする。

~~1-6 建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）の実施要領の運用~~

(目的)

災害復旧を優先かつ速やかに実施するため、本ガイドラインの通知により「建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領」を適用できるものとする。今後発注する業務委託については、フレックス工期契約制度を適用するものとする。

(効果)

災害復旧以外の全ての業務委託について本制度を適用することにより、災害対応を優先実施できる体制を整備する。

(留意事項)

業務の履行期間が特定される業務については、対象外とする。

< 概 要 >

<実施要領の抜粋>

(資料編 (40~41 頁))

(適用について)

本ガイドラインの適用に併せ、「建設工事に係る業務委託履行期限選択可能制度（フレックス工期契約制度）実施要領」を適用するものとする。

(対象業務)

予定価格 100 万円以上の業務

(履行期間が特定される業務を除く。)

(履行期間開始日選択可能期間)

契約日の翌日から設計書に定める業務開始期限までの期間

※当該期間は履行期間の概ね 30%以下、又は 60 日を超えないもの（債務負担行為に係るもの：90 日以内）

建設工事に係る業務委託履行期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

1 目 的

大規模災害時における入札契約制度等運用マニュアルの適用対象となる災害復旧を速やかに実施するため、業務開始時期・業務完成期限等が特定されない業務委託の発注にあたって、あらかじめ当該業務の履行期間の始期日を選択できる「履行期間始期日選択可能期間」を定めることにより、受注者の計画的かつ効率的な業務の履行を促進するものとする。

2 対象業務

前記 1 の「特定されない業務委託」とは、予定価格 100 万円以上の業務で、上記目的の主旨を踏まえ、発注者が必要と認めた業務とする。

3 工期等の設定

(1) 履行期間始期日選択可能期間

契約日の翌日から業務開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は後記 (2) の履行期間のおおむね 30 パーセント以下、又は 60 日を超えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、履行期間にかかわらず 90 日以内とすることができる。

(2) 履行期間

設計図書等に定められた業務開始期限から業務完了予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が履行期間始期日選択可能期間内において選択した業務開始日からの履行期間。ただし、受注者の申出によって履行期間を短縮することができる。

1-7 建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）の緩和

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

（目的）

災害復旧を優先かつ速やかに実施するため、災害復旧を除く工事開始期限・完了期限が特定されない工事の発注については、「建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領」の緩和措置を適用できるものとする。

（効果）

大規模災害の発生に伴う緊急対応、応急工事などの対応を優先実施するため、工事完成時期等が特定されない建設工事については、工事開始日選択可能とすることにより技術者等の効率的な配置を促し、円滑な施工体制を確保する。

（留意事項）

本通知の適用により、施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）に係る余裕期間の緩和措置を適用する。

< 概 要 >

<実施要領の抜粋>

（資料編（42～45頁））

（適用について）

本ガイドラインの適用に併せ「建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領」の第2の3(1)工事開始日選択可能期間を下記のとおり緩和する。

（対象工事）

予定価格 500 万円以上の工事

※繰越等については、事業課と事前に協議すること。

（工事開始日選択可能期間）

<通常時> 工事期間のおおむね 30%以下、又は 60 日を超えないもの（債務負担行為に係るもの：90 日以内）

<緩和措置> 120 日を超えないもの（債務負担行為に係るもの：180 日以内）

大規模災害時における入札制度等運用マニュアルの適用時は、下記のとおり運用できるものとする。

第2 施工期限選択可能制度（フレックス工期契約制度）

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は 120 日を超えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、180 日以内とすることができる。

建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とすることにより、ゆとりある工事の促進を図るため、次により建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度を実施する。

第1 早期契約制度

1 目的

発注者は工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の工事開始日を発注者が指定した上で、契約日の翌日から工事開始日の前日までの間を「猶予期間」として定めることにより、計画的な発注を行い工事の平準化を図るものとする。

1-8 落札候補者の辞退

【適用期間：通知日から令和4年5月までの公告案件】

(目的)

受注希望型競争入札に係る落札候補者の辞退については、低入札価格調査に該当した場合や、配置技術者の死亡等、真にやむを得ない場合以外は認めていない。しかし、大規模災害発生時には、多数の案件が同時期に入札公告となるため、辞退できないことが障害となり、応札をためらうことになる。このため、同時期に発注する災害復旧工事については、特例として辞退を認め、積極的な応札ができるようにする。

(効果)

積極的な入札参加を促すことにより不調を防止し、早期復旧・復興を図る。

(留意事項)

通常時においては、工事が地域的に集中又は発注時期が重なる場合、一抜け方式を採用することもある。しかし、大規模災害時における同時期に多数の復旧工事を発注する場合、(入札不調を防ぐ観点から)技術者の配置等が適切に行える者と契約し、早期復旧を図るため、当運用の積極的な活用を検討するものとする。

(※資料編(46~48頁))

【事例】

1工区	2工区	3工区	4工区
A社	A社	B社	B社
B社	B社	A社	E社
C社	(F社)	D社	

A社は1工区と2工区の落札候補者となったが、配置可能技術者X氏が重複しているため2工区を辞退

B社は3工区と4工区の落札候補者となったが、配置可能技術者Y氏が重複しているため4工区を辞退

B社は一度辞退しているため、2工区の落札候補者にはなれないが、F社がない場合は、B社がいなくなると2工区は不落となるため、不調回避のためB社を2工区の落札候補者とする(Y氏以外に技術者を配置できる可能性があるため)。2工区にF社がいる場合は、B社は無効(失格)となり、F社が落札候補者となる。

2-1 監理技術者等の途中交代

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

監理技術者等の途中交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合などに限り認めることとしているが、大規模災害時における特例を含めた監理技術者等の取扱いを明確化し、適切に対応する。

(効果)

緊急性の高い応急工事の対応にあたる監理技術者等の途中交代を認めることにより、早期復旧できることが期待される。

(留意事項)

監理技術者の途中交代は可能であるが、総合評価落札方式における価格以外の評価項目が減点となる場合は、総合評価落札方式実施要領別添2「価格以外の評価内容の確保」を適用する。

(※資料編(49、50頁))

(資料編49頁)の補足説明

1 監理技術者等の途中交代について

- ・監理技術者等が職務を継続できない場合とは、監理技術者が被災した場合や被災直後の応急工事対応にあたる場合など

2 恒常的な雇用関係について

- ・応急工事や緊急性の高い災害復旧工事等への対応に当たるための措置として、3ヶ月未満の雇用であっても差し支えないこととしているが、同時期に発注する工事についても、応急工事等への技術者の配置を優先させる観点から、3ヶ月以上の雇用のある技術者の配置が困難な場合が想定されるため、災害復旧工事及び災害復旧工事と同時期に発注する工事を対象とする。

(資料編50頁)の補足説明

- 1 既発注工事について、応急工事等への対応のための途中交代することができる。
- 2 既発注工事の一時中止期間内に収まる災害復旧工事については、既発注工事の監理技術者を充てることができる。
- 3 緊急的な対応として災害復旧工事に充てていた監理技術者については、災害復旧工事が軌道に乗ったところで途中交代することができる。

2-2 主任技術者の兼務

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

災害復旧工事を含む場合に限り主任技術者の兼務に係る要件を緩和することにより、不足する技術者を効率的に配置できるようにする。

(効果)

主任技術者の兼務可能件数を緩和することにより、不調を減らし円滑な施工体制を確保する。

(留意事項)

基本的には、専任が必要な工事について兼務を認めていないが、一定の条件を満たす場合に限り、原則2件程度の兼務を認めている。大規模災害時は、技術者不足が顕著となることから、災害復旧工事を含む場合に限り、下記のとおり緩和する。

< 概要 >

(適用について)

本ガイドラインの適用に併せ「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」(平成25年3月13日(最終改定：令和2年12月1日))の第2の1(4)に災害復旧工事を含む場合の特例を追記し適用する。

(内容)

上記取扱いの別記1に定める専任が必要な工事を含む場合の工事件数について、本ガイドライン適用対象となる災害復旧工事を含む場合は、特例を適用できるものとする。

<通常時> 原則2件まで

<特例> 3件まで

<取扱いの抜粋>

(※資料編(51、52頁))

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。
ただし、災害復旧工事を含む場合は、3件までとする。(全ての工事が上記(1)～(3)を満たしている場合に限る)
※対象となる災害復旧工事は、災害復旧工事公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業(改良復旧事業は含めない)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業(改良復旧事業は含めない)、森林法に基づく災害関連緊急治山事業、地すべり等防止法に基づく災害関連緊急地すべり対策事業、砂防法に基づく災害関連緊急砂防事業、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に係る建設工事とする。
※個々の工事の難易度や工事現場の相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう適切に判断すること。

2-3 現場代理人の兼任制限の緩和

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

(目的)

大規模災害時は、工事発注件数の大幅な増加が見込まれるため、兼任に係る取扱いを緩和し、増加する災害復旧工事の早期執行を図る。

(効果)

現場代理人の兼任可能件数を緩和することにより、不足する労務の効率的な配置を可能とする。

(留意事項)

建設工事の現場に置くこととされている現場代理人については、「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて等の一部改正について」(以下「兼任に係る取扱い」という。)(平成28年5月16日付け28建政技第45号)により運用しているが、兼任に係る取扱いを下記のとおりとする。

< 概要 >

<取扱いの抜粋>

(※資料編(53~55頁))

(適用について)

本ガイドラインの適用に併せ「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」(平成25年3月13日(最終改定:令和2年12月1日))により運用しておりますが、兼任に係る取扱いの特例を適用できるものとする。

(内容)

上記取扱い別添の第1の1(2)、(3)、第1の3(7)について、下記のとおり特例を適用する。

- (1) 兼務可能な工事等の数 (兼任に係る取扱い 第1の1(2))
5件まで(既発注工事も含む)
- (2) 工事等の請負金額 (兼任に係る取扱い 第1の1(3))
金額の制限を設けない
- (3) 連絡員に関する要件 (兼任に係る取扱い 第1の3(7))
元請又は下請の社員を問わない

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成23年9月23日
(最終改正 平成28年5月16日)

長野県建設工事標準請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第3項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係る留意事項」(以下「留意事項」という。)第10条関係の1の(2)について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものを対象とする。

(1) 県発注工事等の中で認める。ただし、国又は市町村の工事等(以下「市町村工事等」という。)において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

(2) 兼任可能な工事等の数は、2件までとする。 ⇒ 5件まで

(3) 工事等の請負金額は、2件とも3,500万円未満(当初契約)のものとする。 ⇒ 制限を設けない
ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについては該当する工事はこの限りではない。

(目的)

災害復旧工事の早期発注を行うため、概略数量発注方式試行要領を適用するものとする。

(効果)

早期発注、早期復旧

(留意事項)

災害復旧工事の早期発注の観点から積極的な活用を検討するものとする。

< 概要 >

<ガイドラインの一部抜粋>

(※資料編 (56、57 頁))

(適用について)

本ガイドラインの適用に併せ、「概略数量発注方式の試行について (通知) (令和元年 11 月 25 日付け元建政技第 308 号)」等により運用しているが、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」により査定の効率化が図られたこと等により、本災害に係る復旧工事も概略数量発注方式の対象とする。

(対象工事等)

長野県建設部が入札公告を行う本ガイドライン適用災害に伴う災害復旧工事についても、試行要領の対象工事とすることができる。

(その他)

(1) 概略数量発注方式は、以下に該当する工事が対象とする。

(概略図面及び数量での発注は対象外)

- ・対象工種について、仕様が分かる図面等を発注設計書に添付できる工事
- ・対象工種について、契約後に詳細な数量を受注者に提供できる工事

(2) 概略数量発注方式における対象工種の工事費を、予定価格への影響が小さい範囲で 5%を超えることができる。

概略数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務 (以下「工事等」という。) において、入札事務及び積算業務の効率化を図ることを目的として、概略数量発注方式により発注する場合の取扱いに関する事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概略数量発注方式とは、当初設計において、工種、種別又は細別 (以下「工種」という。) の一部を一式計上により算出した予定価格を用いて、入札を行う方式をいう。
- (2) 一式計上とは、過去の同種工事等を参考にして、最新の労務・技術者単価及び資材価格を考慮して、対象工種の一式あたりの単価を算出し、対象工種の数量に「1」、単位に「式」、単価に「1式あたり単価」を計上することをいう。
- (3) 対象工種とは、一式計上した工種をいう。

(対象工事等)

第3 概略数量発注方式の対象工事等は、長野県が入札公告を行う全ての工事等で、入札公告に概略数量発注方式であることを指定した工事等を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 発注者支援業務・工事監督支援業務・現場技術業務・工事監理業務

3-2 見積の活用

(目的)

大規模災害時は、工事発注件数の大幅な増加が見込まれ、標準歩掛又は材料単価と実勢価格の間に乖離が生じることにより、不調・不落が生じた場合など見積を活用した予定価格設定を行い、災害復旧工事の早期執行を図る。

(効果)

早期契約、早期復旧

(留意事項)

災害復旧工事の早期契約、及び実勢価格を反映した適正な予定価格による契約の観点から積極的な適用を検討するものとする。

< 概要 >

<通知の一部抜粋>

(※資料編 (58~60 頁))

(適用について)

「見積を活用した予定価格設定の試行について (通知) (令和2年12月16日付け2建政技第290号)」、「交通誘導警備員労務単価の見積もりを活用した予定価格設定の試行について (通知) (令和3年1月26日付け2建政技第321号)」等により運用しているが、大規模災害発生時は、同時期に発注する同種工事の件数が増加するため、不調・不落の発生が懸念される。原因の整理を行い、資材の高騰などによる単価の乖離などが原因である場合など、積極的に本通知を適用するものとする。

2建政技第290号

令和2年(2020年)12月16日

建設部各課(室)長 様

建設部現地機関の長 様

技術管理室長

見積を活用した予定価格設定の試行について (通知)

入札において不調・不落となる工事が発生していることから、下記のとおり、見積を活用した予定価格の設定を試行的に実施しますので、適切な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途参考送付済みです。

記

1 対象工事

建設部が入札公告を行う全ての工事(建築工事は除く)で、標準歩掛又は材料単価と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落となった工事。また、同一管内で、同一年度に不調・不落となった工事と同種、類似工事についても、乖離が想定されれば、対象工事とすることができる。

4-1 委託業務の再委託の取扱い

【適用期間：通知日から令和4年1月までの公告案件】

(目的)

被害が甚大かつ広域的であることなどを踏まえ、測量業務等の「主たる部分」の再委託に係る要件を緩和し、迅速な対応を行える体制を整える。

(効果)

受注をためらうことによる業務の停滞を防ぎ、早期復旧に向け作業を進めることができる。

(留意事項)

測量業務等の「主たる部分」の再委託はできないこととしているが、災害に伴う被害が甚大であることを踏まえ、下記のとおりとする。

< 概要 >

(適用について)

本ガイドラインの適用に併せ、「測量業務共通仕様書 1-1-29 再委託 第1項」、「地質・土質調査共通仕様書 2-1-29 再委託 第1項」及び「設計業務共通仕様書共通編 3-1-28 再委託 第1項」に定める、「主たる部分」の再委託に関する規定について、本ガイドラインの適用となる災害復旧に係る測量・調査・設計業務は対象外とする。

(その他)

上記にあたり、元請業者は、最終的な成果品の品質確保の責を負うものとする。

< 共通仕様書の一部抜粋 >

(※資料編 (61~63 頁))

測量業務共通仕様書 (抜粋)

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-29 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。

4-2 工事書類簡略化及び工事成績評定の取扱い

【適用期間：通知日から令和6年3月までの公告案件】

<取扱いの一部抜粋>

(※資料編 (64~74 頁))

(目的)

大規模災害による被害に対し、速やかな復旧が求められるうえ、膨大な数の復旧工事が集中することにより、技術者不足による復旧事業の遅れが県内全域で懸念される。この状況を踏まえ、災害復旧等工事においては、工事書類を簡略化できるとし、工事成績評定と合わせて取扱いを定めたものである。

(対象工事)

大規模災害による被害に対する公共土木施設災害復旧工事のほか、災害復旧に関連する工事。

【別表1】 発注方式別の工事書類・検査・成績評定

発注形態	発注方式	設計額	工事書類	検査	成績評定
即応すべき工事 (随意契約) ※4	緊急を要する工事の取扱要領※1に基づく工事 (1者随契)	1,500万円未満※2	簡略化	発注機関	行わない
	上記取扱要領によらずに随契する工事(地方自治法施行令167条の2第1項第5号(緊急を要する場合)により随意契約(2者以上、ただしJVの場合は1者※3))	1,500万円以上	通常	会計局 又は 発注機関	行う 行わない
通常の発注	受注希望型競争入札 (総合評価(簡易型)を含む)	—			

本取扱の範囲(受注者が選択可能とする)

※1 災害等の発生により緊急を要する工事の入札方法に関する取扱要領(平成21年7月24日施行)

※2 やむを得ない理由等により、変更設計額が1,500万円以上となる場合も含める

※3 令和元年(2019年)11月7日付け元建政技第290号「道路施設に係る応急工事における随意契約方式の活用について(通知)」

※4 「即応すべき工事」における書類作成は、別紙「工事書類一覧」によらず、発注機関の判断により必要最小限とすることができる

建設工事に係る公募型見積合わせ試行要領

(令和3年 11 月 25 日付け 3建政技第 267 号)

(目的)

第1条 この要領は、長野県が発注する建設工事のうち、大雨や地震などの自然災害等による被害が甚大かつ広域に及ぶ場合(以下「大規模災害時」という)における災害復旧工事の契約にあたり、参加希望者を公募し随意契約を行う「建設工事に係る公募型見積合わせ」の事務手続きを定めたものである。

(適用範囲)

第2条 大規模災害時において、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復など至急の原状復帰が必要なため、早期かつ確実に実施できる契約相手を短期間に選定する必要がある災害復旧工事(改良復旧工事、災害関連緊急砂防工事、災害関連緊急地すべり工事及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事を含む)で、次のすべてに該当する場合に適用する。

(1)災害により通常の出注件数を大幅に超える工事の公告が短期間に集中するとき

(2)発災から概ね5ヶ月以内に公告を予定するもの

2 適用にあたっては、当面の復旧計画を踏まえ、緊急を要する理由を案件ごとに整理すること。

(参加資格要件)

第3条 当該工事の参加者に必要とされる資格要件は、参加者公募の公告日から落札決定日までの間に次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1) 共通する参加資格要件

ア 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 有効な経営事項審査を有している者であること。

カ 県発注の建設工事のうち、当該工事以外の工事(以下「他の対象工事」という。)において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。

キ 他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日付け会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

ク 他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、完了期限経過後、請負契約約款第32条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。

ケ 他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

コ 他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程(平成30年3月29日付け29建政技第342号)により、入札に参加できない旨の通知を受

けていない者であること。

サ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

シ 滞納している県税等徴収金がないこと。

(2) 工事ごとに定める参加資格要件

ア 当該工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。

イ 業種に関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

- 2 発注機関の長は、参加資格要件等を定めようとするときは、長野県建設工事請負人等選定委員会要領（昭和54年8月24日付け54監第230号）第4の規定による建設工事請負人等選定委員会の審議に付し、決定するものとする。

(参加者の公募)

第4条 発注機関の長は対象工事について受注意欲の確認をするときは、長野県公式ホームページに次の事項を掲載するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 参加者に必要とする資格要件
- (3) 参加表明書の作成・提出に係る事項
- (4) 見積書の作成・提出及び見積手続きに係る事項
- (5) 共同企業体として資格認定を受けた者の参加に係る事項
- (6) その他発注機関が必要とする事項

(参加表明書)

第5条 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注機関の長は工事の内容に応じて内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 参加表明書(様式2号)
- (2) 参加要件資料(様式3号)
 - ア 入札参加資格業種及びその他許可状況
 - イ 配置予定技術者の状況
 - ウ 受注余力の確認(任意)

- 2 参加表明書を収集する期間は、公告日から概ね3日間とし、あらかじめ発注機関の長が定めるものとする。

- 3 発注機関の長は、提出された参加表明書の審査を行い、案件ごとに審査結果表(別紙様式1)を作成する。

(見積の徴取)

第6条 見積は案件ごと、審査結果表に記載されたすべての者から徴取するものとする。ただし、審査結果表において参加資格要件を満たさない項目がある者からの見積徴取は行わない。

(見積書の提出方法等)

第7条 見積書の提出は案件ごと公告に示す方法による。

- 2 長野県電子入札システムによる見積書の提出等は次に定める方法によること。
 - (1) 見積書の提出は、長野県が電子入札システムをサポート可能な時間の午前9時から午後5時(長野県の休日を定める条例で規定する休日を除く)の間とする。
 - (2) 見積書等は公告で指定した提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。
 - (3) 電子入札システムに障害が発生した場合の対応は長野県電子入札システム利用規約による。
- 3 一度提出した見積書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 4 落札価格の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、見積をする者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 見積をする者は見積書とともに工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、再見積の場合は工事内訳書の添付は不要とし、入札参加資格要件審査書類の提出時にあわせて提出するものとする。なお、工事費内訳書は、次のいずれかの形式により作成すること。
 - (1) 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの。
 - (2) (1)と同等の項目が含まれている独自様式によるもの(原則として「費目・工種・種別・細別・施工名称など」は閲覧設計書の項目により作成すること)。

(参加表明者リスト)

第8条 参加表明書は原則として当該案件の見積徴取のため使用するものとするが、発注機関の長が必要と認める場合には、参加表明者リスト(別紙様式2)を作成し、他の案件の見積徴取の参考などに使用できるものとする。

- 2 参加表明者リストにより他の案件の見積徴取を行う場合は、必要な資格要件、現場からの距離等を踏まえ2者以上を選定する。

(見積合わせ)

第9条 見積合わせは、公告に示す日時において電子入札システムにより行う。なお、この場合の開札にあたっては、立会人は不要とする。

- 2 見積書の価格を比較し、予定価格の範囲内で、かつ、最低の価格で見積をした者を契約の候補者（以下「落札候補者」という）とする。
- 3 採用となるべき同価の見積をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。電子くじについては「建設工事に係る受注希望型競争入札 入札心得」の（別紙1）で定める「電子入札について」を準用する。
- 4 参加表明が1者のみの場合や、無効や辞退等により最終的に1者のみの見積となった場合でも、落札候補者とすることができる。

（見積書の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 同一人が提出した2通以上の見積書
- (2) 商号又は名称のいずれかがない見積書
- (3) 発注者の記載がないか誤っている見積書
- (4) 金額の記入がない見積書
- (5) 見積書の工事名・工事箇所名のいずれかが公告と一致しない見積書
- (6) 見積書の工事名・工事箇所名のいずれかが記載されていない見積書
- (7) 提出書類の記載事項について誤字脱字等により意思表示が明確でない見積書
- (8) 工事費内訳書を提出しない者が提出した見積書
- (9) 第3条の要件を満たさない者が提出した見積書
- (10) 公告において、参加できないと明記されている者が提出した見積書
- (11) 提出された見積書等からウィルスが発見された見積書
- (12) 業務委託の入札参加資格番号で利用許可を受けた電子証明書を使用して提出した見積書
- (13) 発注機関の長が見積書の提出依頼を行っていない者が提出した見積書

（技術者等に関する書類の提出）

第11条 発注機関の長は、落札候補者が第7条5により提出した工事費内訳書の審査を行い内訳書が適正であると認めた落札候補者、又は再見積の結果落札候補者となった者に対し、落札候補となった旨を速やかに電子入札システムによる通知書により連絡するとともに、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとし、提出を指示された落札候補者は、指示された日（原則として、通知日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない））までに当該書類を提出すること。なお、配置技術者の資格取得者証の写し及び監理技術者資格証の写しは閲覧の対象となる。

- (1) 配置技術者に関する書類の写（資格取得者証、工事経歴書並びに健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の開札日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用を証する書類）
- (2) 特定建設業を要件とした場合で、監理技術者を配置技術者とするときは、監理技術者資格者証の写。下請金額の総額が4,000万円未満で、監理技術者を配置技術者としなないときは、次の

事項を記した(添付した)誓約書。

ア 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額

イ 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表

- (3) 予定価格が4,000万円以上で特定建設業を要件としない場合で、特定建設業者が落札候補者となったときに、監理技術者を配置技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写。下請金額の総額が4,000万円未満で、監理技術者を配置技術者としないときは、次の事項を記した(添付した)誓約書。

ア 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額

イ 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表

ウ 一般建設業者が落札候補者となった時は、下請金額の総額が4,000万円未満となる次の事項を記した(添付した)誓約書

(ア) 全ての下請業者名とそれぞれの契約予定金額

(イ) 施工体制台帳、体系図及び自社の配置技術者・労働者一覧表

(契約の相手方の決定又は参加資格要件不適格の決定)

第12条 発注機関の長は、落札候補者が当該要件を満たしていること及び第11条により提出された書類を確認した場合は、契約の相手方(以下「落札者」という)として決定の上、当該落札者に対し、速やかに電子入札システムによる通知書により連絡し、契約に必要な書類の提出を指示する。

- 2 発注機関の長は、落札者の決定までに落札候補者が公告に示すいずれかの参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して落札候補の取消しを行う。

(落札候補者の辞退)

第13条 落札候補者から発注機関の長あてに「落札候補者辞退届」(参考様式)が提出され、同時期に同一の発注機関が公告した他の災害復旧事業(落札候補者の辞退を認める工事に限る)の落札候補者となったことを理由とする場合、発注機関の長は落札候補者の辞退を承認するものとし、落札候補者の取消を行い、次順位者に落札候補者決定の通知を行う。なお、この辞退については、入札参加停止等の措置は講じないこととする。

(契約)

第14条 工事の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約とする。

(事務処理)

第15条 この要領に記載のない事務処理については長野県建設工事事務処理規程及び会計関係規定によるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」に係る信州企業評価項目の加点状況

【取組番号20等】

令和4年4月1日から、令和4・5・6年度の製造の請負等3契約の入札参加資格の付与を開始した。

1 製造の請負等3契約の入札参加資格登録者数（R4.8.1現在）

		登録者数 (A)	前回(R元・2・3年度) R元8.1時点登録者数(B)	増減率 ((A-B)/B)
R4・5・6 入札参加資格登録者実数		2,838	2,655	6.9%
	うち県内本店	1,428	1,372	4.1%

区 分		登録者数 (A)	前回(R元・2・3年度) R元8.1時点登録者数(B)	増減率 ((A-B)/B)
契約 の 種 類	製造の請負	341	350	△ 2.6%
	うち県内本店	181	186	△ 2.7%
	物件の買入れ	1,830	1,741	5.1%
	うち県内本店	1,009	971	3.9%
	その他の契約	2,132	1,978	7.8%
	うち県内本店	957	917	4.4%

2 「信州企業評価項目」の加点状況（県内本店のみ対象）

今回の「信州企業評価項目」の加点状況は以下のとおり。

県内本店事業者数： 1,428 者(a) 前回 1,372者 (c)
うち、信州企業評価項目を1項目以上申請した事業者 570 者(39.92%) 前回 520者 (37.90%)

加点項目		加点	R4・5・6年度			R元・2・3年度	
			事業者数 (b)	割合 (b/a)	前回割合 との比較 (ポイント)	事業者数 (d)	割合 (d/c)
品質確保	ISO9000シリーズ等の品質確保に関する認証	2	90	6.3%	△ 1.1	101	7.4%
環境配慮	ISO14000シリーズの認証又はエコアクション21もしくは地域版環境プログラムの認証	2	138	9.7%	△ 0.1	134	9.8%
障がい者等の雇用	法定雇用義務の達成又は法定雇用義務のない者が雇用	2	135	9.5%	△ 2.2	160	11.7%
労働環境	女性活躍推進法の一般事業主行動計画(法定義務者を除く)	1	18	1.3%	0.9	5	0.4%
	次世代育成支援対策推進法の計画策定かつ育児・介護休業法に基づく休暇等制度を就業規則に規定(法定義務者を除く)	1	85	6.0%	1.1	67	4.9%
	社員の子育て応援宣言	1	216	15.1%	2.2	177	12.9%
	育児・介護休業の取得実績、または職場いきいきアドバンスカンパニー認証	1	191	13.4%	△ 0.4	190	13.8%
地域貢献	消防団協力事業所	2	149	10.4%	0.6	135	9.8%
SDGs	長野県SDGs推進企業登録制度	2	200	14.0%	—	—	—

建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況について

【取組番号20等】

令和4年5月1日に令和4・5・6年度の建設工事の入札参加資格と資格総合点数の付与を行った。

1 建設工事等入札参加資格登録者数（R4.5.1現在）

区 分		登録者数 (A)	前回(R元・2・3年度) 当初登録者数(B)	増減率 ((A-B)/B)
契約 の 種 類	建設工事	2,957	3,016	△ 2.0%
	うち県内本店	2,321	2,364	△ 1.8%
	建設コンサルタント等	756	774	△ 2.3%
	うち県内本店	342	339	0.9%

2 新客観点数の加点状況（県内本店業者のみ対象）

今回の「新客観点数」の加点状況は以下のとおり。

県内本店事業者数： 2,321 者(a) 前回 2,364者 (c)
 うち、新客観項目を1項目以上申請した事業者 2,043者(88%) 前回 2,027者(86%)

加点項目	加点 (上限)	R4・5・6年度			R元・2・3年度			
		事業者数 (b)	割合 (b/a)	前回割合 との比較 (ポイント)	事業者数 (d)	割合(d/c)		
工事成績	工事成績点((平均点-65)×3.5)	123	600	25.9%	△ 1.2	640	27.1%	
	優良技術者表彰等	30	145	6.2%	0.5	135	5.7%	
技術力	民間資格	30	1,854	79.9%	1.4	1,855	78.5%	
	入札参加停止	-15	4	0.2%	0.0	5	0.2%	
	新技術登録	10	9	0.4%	△ 0.1	12	0.5%	
環境配慮	エコアクション21	10	112	4.8%	0.3	106	4.5%	
	地域版環境プログラム		74	3.2%	0.2	70	3.0%	
	産廃3R実践協定締結		153	6.6%	0.7	139	5.9%	
労働環境	新卒者採用	5	334	14.4%	1.0	317	13.4%	
	新卒者採用(技術者)	10	253	10.9%	1.0	233	9.9%	
	女性主任技術者雇用	5	434	18.7%	△ 0.4	451	19.1%	
	労働安全衛生マネジメント (OHSAS、COHSMS、ISO)	15	40	1.7%	0.3	32	1.4%	
	次世代法に基づく行動計画策定等	10	290	12.5%	1.7	256	10.8%	
	育児・介護休業の取得	5	164	7.1%	1.7	127	5.4%	
	育児・介護休業の取得(男性)	5	32	1.4%	0.9	13	0.5%	
	社員の子育て応援宣言	3	545	23.5%	5.4	429	18.1%	
	職場いきいきアドバンスカンパニー	7	58	2.5%	1.3	29	1.2%	
	週休2日制	4週5休相当	3	188	8.1%	△ 0.5	203	8.6%
		4週6休相当	5	719	31.0%	5.0	615	26.0%
		4週8休相当	10	175	7.5%	2.2	125	5.3%
	建設業労働災害防止協会での活動	5	693	29.9%	0.4	697	29.5%	
	CCUS事業者登録	10	512	22.1%	—	—	—	
	CCUS 技能労働者登録	10%以上50%未満	1	61	2.6%	—	—	—
50%以上80%未満		3	83	3.6%	—	—	—	
80%以上		5	177	7.6%	—	—	—	
月給制	50%以上80%未満	6	47	2.0%	—	—	—	
	80%以上	10	284	12.2%	—	—	—	
SDGs	SDGs推進企業登録制度	10	353	15.2%	—	—	—	
合併等	合併	50	3	0.1%	0.0	2	0.1%	
地域貢献	消防団協力事業所	10	668	28.8%	0.1	678	28.7%	
	消防団協力事業所(知事表彰)	5	44	1.9%	0.3	38	1.6%	
	協力雇用主登録	3	134	5.8%	0.9	117	4.9%	
労働福祉	障害者の法定雇用率達成	10	48	2.1%	0.6	35	1.5%	
	障害者の雇用		180	7.8%	0.3	178	7.5%	

R
4
新
規

森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

【取組番号 20 等】

令和4年5月1日に令和4・5・6年度の森林整備業務の入札参加資格と資格総合点数の付与を行った。

資格総合点数は、客観的事項と新客観的事項の合計値であり、今回の新客観的事項の加点状況は以下のとおり。

1 森林整備業務の入札参加資格登録 (R4.5.1 現在)

区分	登録者数 (A)	前回 (R元.2.3) 当初登録者数 (B)	増減率 (A-B)/B
森林整備業務	202	208	△2.9

2 新客観的事項の加点状況

新客観的事項を1項目以上申請した事業者 201者(99.5%) 前回204者(98.1%)

加点項目		加点 (上限)	R4・5・6年度			R元・2・3年度		
			事業者数 (a)	割合 (a/A)	前回割合との比較 (ポイント)	事業者数(c)	割合 (c/B)	
経営基盤	林業労働力確保促進法による認定事業者	20	75	37.1%	3.4%	70	33.7%	
直営能力	林業機械所有及びリース台数	30	99	49.0%	0.9%	100	48.1%	
労働福祉	退職金共済に加入	20	198	98.0%	0.9%	202	97.1%	
	技術者の新規雇用	5	111	55.0%	8.4%	97	46.6%	
労働安全	林災協に加入	20	91	45.0%	4.6%	84	40.4%	
	振動病特殊健康診断受診	20	85	42.1%	3.2%	81	38.9%	
労働災害	林業労災の人数	人数×-10	33	16.3%	△12.5%	60	28.8%	
		死亡×-50	1	0.5%	△0.5%	2	1.0%	
労働環境	週休2日制	4週5休相当	3	30	14.9%	△3.9%	39	18.8%
		4週6休相当	5	77	38.1%	1.1%	77	37.0%
		4週8休相当	10	28	13.9%	0.9%	27	13.0%
信用状態	入札参加停止	月数×-10	2	1.0%	1.0%	0	0.0%	
R4 新規	環境配慮	県SDGs推進企業に登録	10	60	29.7%	—	—	—

令和3年度 製造の請負等3契約の契約状況について

区分	令和2年度					令和3年度					
	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額 構成 比 (%)	平均 落札 率 (%)	平均 応札 者数 (者)	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額 構成 比 (%)	平均 落札 率 (%)	平均 応札 者数 (者)	
製造の請負	406 (81.5%)	147,869 (72.8%)	100.0	77.9	3.0	422 (103.9%)	165,699 (112.1%)	100.0	81.1	2.7	
契約方法	一般競争入札	9 (81.8%)	46,490 (63.0%)	31.4	80.5	3.0	8 (88.9%)	47,812 (102.8%)	28.9	89.3	2.6
	公募型 見積合わせ	397 (81.5%)	101,379 (78.5%)	68.6	77.9	3.0	414 (104.3%)	117,887 (116.3%)	71.1	80.9	2.7
受注者	県内本店	386 (81.3%)	128,808 (71.2%)	87.1	77.3	3.1	404 (104.7%)	148,904 (115.6%)	89.9	80.6	2.8
	県外本店	20 (87.0%)	19,061 (86.0%)	12.9	90.4	1.4	18 (90.0%)	16,796 (88.1%)	10.1	91.2	1.4
	うち県内支店なし	2	7,640	5.2	75.1	1.0	3	3,825	2.3	95.7	1.0
物件の買入れ	2,609 (114.7%)	5,795,059 (113.6%)	100.0	82.1	2.2	2,635 (101.0%)	5,096,259 (87.9%)	100.0	82.8	2.3	
契約方法	一般競争入札	297 (103.8%)	5,024,545 (113.9%)	86.7	85.0	2.1	287 (96.6%)	4,271,354 (85.0%)	83.8	88.1	2.1
	公募型 見積合わせ	2,312 (116.2%)	770,514 (111.4%)	13.3	81.7	2.3	2,348 (101.6%)	824,905 (107.1%)	16.2	82.2	2.3
受注者	県内本店	2,272 (115.4%)	3,737,338 (118.0%)	64.5	82.1	2.2	2,247 (98.9%)	2,738,303 (73.3%)	53.7	82.8	2.3
	県外本店	337 (110.1%)	2,057,721 (106.4%)	35.5	82.6	2.3	388 (115.1%)	2,357,956 (114.6%)	46.3	83.1	2.3
	うち県内支店なし	16	203,226	3.5	87.6	1.4	25	1,016,837	20.0	91.4	1.5
その他の契約	993 (100.5%)	18,836,425 (271.3%)	100.0	91.2	1.7	1,079 (108.7%)	22,820,148 (121.1%)	100.0	90.6	1.7	
契約方法	一般競争入札	516 (91.3%)	4,532,795 (92.2%)	24.1	90.1	1.7	526 (101.9%)	13,793,023 (304.3%)	60.4	89.0	1.8
	公募型 見積合わせ	281 (130.7%)	109,984 (127.0%)	0.6	88.4	1.3	349 (124.2%)	135,043 (122.8%)	0.6	87.8	1.4
	公募型 プロポーザル	196 (94.2%)	14,193,646 (731.8%)	75.3	98.1	2.2	204 (104.1%)	8,892,082 (62.6%)	39.0	99.5	1.9
受注者	県内本店	569 (105.6%)	3,155,146 (114.4%)	16.8	91.8	1.9	610 (107.2%)	11,631,429 (368.6%)	51.0	90.6	1.9
	県外本店	424 (94.4%)	15,681,279 (374.6%)	83.2	90.4	1.5	469 (110.6%)	11,188,720 (71.4%)	49.0	90.7	1.4
	うち県内支店なし	63	824,001	4.4	89.7	1.8	73	1,141,069	5.0	90.4	1.7
合計	4,008 (106.6%)	24,779,353 (202.3%)	100.0	83.9	2.2	4,136 (103.2%)	28,082,106 (113.3%)	100.0	84.7	2.2	
契約方法	一般競争入札	822 (95.4%)	9,603,830 (102.2%)	38.8	88.2	1.9	821 (99.9%)	18,112,189 (188.6%)	64.5	88.7	1.9
	公募型 見積合わせ	2,990 (111.1%)	981,877 (108.2%)	4.0	81.8	2.3	3,111 (104.0%)	1,077,835 (109.8%)	3.8	82.7	2.3
	公募型 プロポーザル	196 (94.2%)	14,193,646 (731.8%)	57.3	98.1	2.2	204 (104.1%)	8,892,082 (62.6%)	31.7	99.5	1.9
受注者	県内本店	3,227 (108.2%)	7,021,292 (115.0%)	28.3	83.2	2.3	3,261 (101.1%)	14,518,636 (206.8%)	51.7	84.0	2.3
	県外本店	781 (100.4%)	17,758,061 (289.1%)	71.7	87.0	1.8	875 (112.0%)	13,563,472 (76.4%)	48.3	87.3	1.8
	うち県内支店なし	81	1,034,867	4.2	88.9	1.7	101	2,161,731	7.7	90.8	1.6

※対象機関は、県の本庁及び現地機関で、企業局、県警及び県外の現地機関を除きます。

※集計対象は、一般競争入札、公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式であり、これらによらない随意契約等は含まれません。

※個々の数値において端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わないところがあります。

受注希望型競争入札の実施状況について

I 受注希望型競争入札の状況

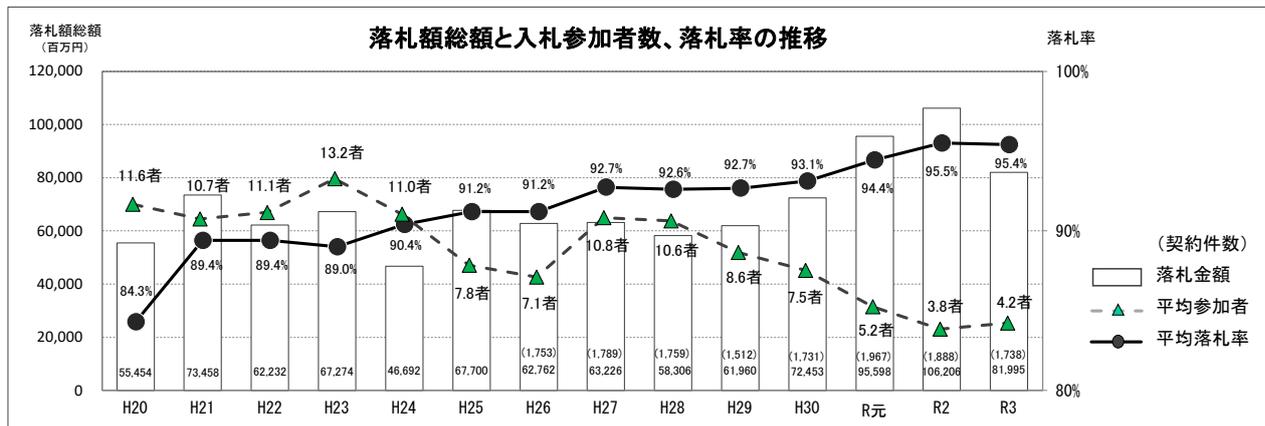
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 月別・年度別の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区分	開札合計 (件)	契約状況			平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
		不調 (応札なし)	不落	契約			
令和3年度	4月	96	8	1	87	4.4	95.1
	5月	86	8	1	77	4.9	94.9
	6月	168	15	3	150	4.5	95.5
	7月	254	23	7	224	4.6	95.2
	8月	126	22	4	100	3.7	95.4
	9月	209	29	8	172	3.5	95.5
	10月	132	28	2	102	3.2	95.2
	11月	136	20	6	110	3.0	95.9
	12月	155	32	5	118	3.5	95.6
	1月	145	12	2	131	4.0	95.0
	2月	263	12	0	251	4.5	95.4
	3月	229	13	0	216	4.9	95.8
合計	1,999	222	39	1,738	4.2	95.4	
令和4年度	4月	79	2	1	76	5.9	94.9
	5月	59	5	4	50	6.8	94.9
	6月	125	14	3	108	5.5	94.8
	合計	263	21	8	234	5.9	94.9

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向

		佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	全県
令和3年度	平均参加者数(者)	4.6	3.2	6.6	4.4	3.9	1.6	3.6	4.0	4.8	4.4	4.2
	平均落札率(%)	95.1	95.2	94.4	95.6	95.0	99.0	96.3	96.1	94.5	94.1	95.4
	地元受注率(件数)(%)	95.5	88.1	97.4	89.5	93.4	87.8	94.3	94.6	94.1	91.6	93.0
	地元受注率(金額)(%)	91.0	73.1	98.9	91.6	80.2	76.3	83.8	89.9	90.7	80.2	86.2
令和4年度	平均参加者数(者)	7.8	4.7	5.3	3.6	8.0	2.5	4.3	4.1	8.3	4.5	5.9
	平均落札率(%)	94.4	94.6	94.3	95.4	94.3	98.1	95.5	95.6	94.4	93.6	94.9
	地元受注率(件数)(%)	93.8	87.0	100.0	93.8	89.1	76.9	96.7	95.0	95.2	92.3	92.3
	地元受注率(金額)(%)	87.0	85.1	100.0	63.5	91.2	91.2	95.2	89.7	92.4	45.3	83.8

※ 令和4年度は6月までの数値

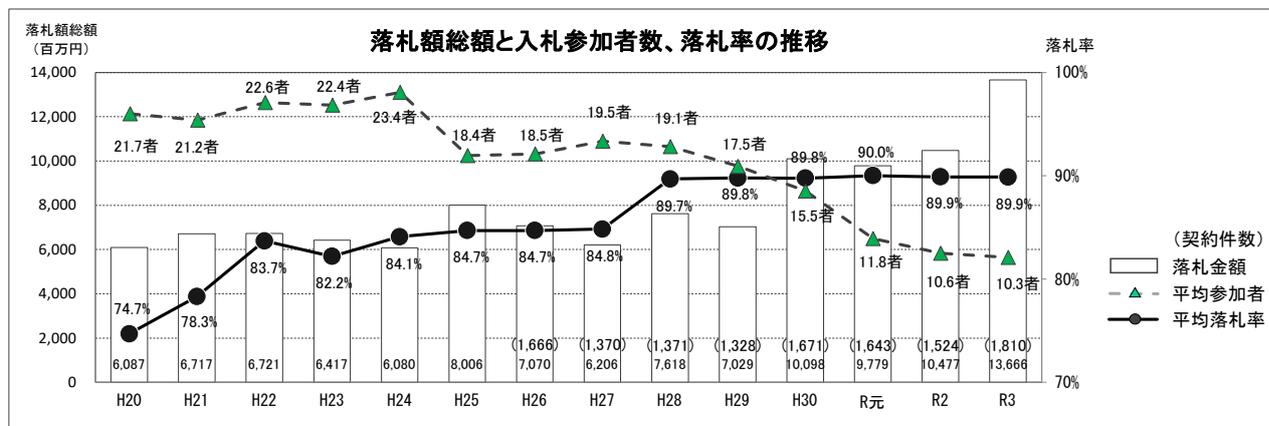
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 令和3・4年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	不調 (応札なし)	不落	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
令和3年度	4月	113	1	0	112	11.5	89.8
	5月	108	0	0	108	12.2	89.9
	6月	214	4	1	209	12.4	89.7
	7月	288	10	1	277	9.8	89.9
	8月	143	4	2	137	7.3	90.0
	9月	142	9	1	132	8.1	89.9
	10月	112	6	0	106	8.2	90.2
	11月	114	7	1	106	9.5	90.0
	12月	141	2	0	139	10.2	89.9
	1月	129	2	0	127	10.7	89.9
	2月	177	2	1	174	10.2	89.6
	3月	183	0	0	183	12.0	89.8
合計	1,864	47	7	1,810	10.3	89.9	
令和4年度	4月	94	3	0	91	9.5	89.6
	5月	60	1	0	59	10.4	90.1
	6月	147	0	0	147	10.6	89.6
	合計	301	4	0	297	10.2	89.7

(2) 近年の入札状況



II 総合評価落札方式の状況（令和4年6月末現在）

(単位：件)

区分		平成16～29年度 (～H20試行)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
工事	技術等提案型	55	8	2	2	0	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	6,773	691	772	535	77	
	簡易Ⅱ型	104	109	71	113	8	
	地域貢献等	-	35	153	229	37	R1.8以降実施
	計	6,932	843	998	879	122	
委託業務	技術等提案型	74	0	0	0	0	技術等提案Ⅱ型含む
	簡易型	3,415	524	579	748	150	
	簡易Ⅱ型	574	341	297	338	32	
	計	4,063	865	876	1,086	182	
合計		10,995	1,708	1,874	1,965	304	

森林整備業務の契約の状況等

【取組番号 3】

1 森林整備業務の内容

○保安林等の適正な維持管理等のために行う森林整備

除・間伐（間引き）、主伐（収穫）、歩道の管理（刈払い）、作業道開設、伐採木の販売（間伐等を受注した者が伐採木を買い取る）、植栽、下刈り（植栽木の生育の邪魔になる草やかん木等の刈払い）等

2 入札方式

○受注希望型競争入札（総合評価落札方式あり）

3 ダンピング等対策

○失格基準価格及び低入札価格調査制度は建設工事と同じ

（受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領を適用）

4 総合評価落札方式制度

（1）対象：予定価格 200 万円以上の業務で、技術的難易度が高い業務や地形・森林の状態・地域社会に精通していることが求められる業務など、発注機関の長が必要と認めたもの

（2）評価項目等：価格点 82～93 点、価格以外点 7～18 点

技術力や地域性のほか、従業員の有害鳥獣捕獲に従事や消防団協力事業所の表示といった社会貢献も評価項目としている

5 契約の状況

（1）過去 5 年の発注件数は年間 43～85 件、1 か所あたりの平均契約額は 341 万～553 万円

（2）低入札価格調査の発生件数は減少傾向にある

年度	H29	H30	R元	R2	R3
随意契約（件）	5	1	6	1	6
受注希望（件）	80	54	46	42	46
うち総合評価（件）	4	3	2	0	0
平均契約額（万円）	415	354	416	341	553
平均応札者数	2.8	2.0	2.3	1.9	2.0
平均落札率（%）	89.7	96.1	94.5	92.3	94.9
低入札価格調査件数	33	16	13	13	9
不調・不落	13	16	20	5	13

電子契約の導入について

1 導入契機（背景）

本県では、令和2年7月に策定した「長野県DX戦略」に基づいて、県民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、行政事務のDXを推進している。

令和3年1月の地方自治法施行規則の改正後、全国の自治体では「電子契約」の導入が検討されており、本県においても令和3年7月から実施した実証実験や先行自治体の事例研究を踏まえた検討を進めている。

【参考】導入済都道府県（R4.8.1現在）：茨城県、高知県、埼玉県（試行）

2 導入内容

（1）概要

電子契約とは、従来の紙と印鑑を使用する契約業務を電子化すること。具体的には契約書データをPDF化し、電子契約サービス上で同意し、管理する。

契約書には改ざん不可能な電子署名・タイムスタンプが付与される。

なお、契約相手方の選択により、従来どおり紙媒体による契約も可能とする。



（2）対象とする契約の種類（案）

公共工事請負契約、公共工事に係る委託契約、売買請負契約、売買単価契約、賃貸借契約、委託契約、請負契約 等

（ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約及び自動更新条項付契約等を除く。）

【参考】本県の契約件数

対象範囲	契約件数
公共工事関係	約 6,000 件/年
その他の契約	約 4,000 件/年

3 導入効果

県民の利便性の向上及び業務の効率化

（押印の廃止、紙使用量の削減、書類紛失リスクの低減、印紙代の削減 など）

4 導入時期

令和4年度中の運用開始を目標とする。

清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

【取組番号 10, 18, 28, 37, 76】

1 取組状況

(1) 最低制限価格・低入札価格調査制度

- 【10】 より適切な予定価格の設定
- 【18】 最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する
- 【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

①清掃業務 (単位：件)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数	41	43	54	54	55	54	56
統一積算基準適用	19	43	54	54	55	54	55
最低制限価格制度	0	31	43	43	44	43	44
低入札価格調査制度	11	11	11	11	11	11	11
制度導入率	27%	98%	100%	100%	100%	100%	98%

※統一積算基準の対象とならない施設（2件）を除く

②警備業務 (単位：件)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数	16	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	0	11	15	15	16	16	16
最低制限価格制度	0	11	15	15	16	16	16
制度導入率	0%	69%	94%	94%	100%	100%	100%

(2) 複数年契約

- 【28】 複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する
- 【37】 複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。

①清掃業務 (単位：件)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数	43	45	56	56	57	56	58
複数年契約数	0	11	20	22	43	43	44
2年	0	11	20	22	41	41	41
3年	0	0	0	0	2	2	3
複数年契約導入率	0%	24%	36%	39%	75%	77%	76%

②警備業務

(単位：件)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数	16	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	15	16	16	16	16	16	16
2年	10	0	0	0	0	0	0
3年	4	15	15	15	15	15	15
5年	1	1	1	1	1	1	1
複数年契約導入率	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務

※複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

2 契約実績

①清掃業務

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数（件）	43	45	56	56	57	56	58
平均落札率	82.4%	84.7%	86.3%	87.3%	89.0%	87.9%	89.3%
最低落札率	47.0%	58.6%	71.0%	63.6%	71.5%	66.4%	73.6%

②警備業務

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象施設数（件）	16	16	16	16	16	16	16
平均落札率	86.9%	92.2%	92.1%	92.1%	88.0%	91.9%	91.9%
最低落札率	60.4%	85.6%	73.9%	—	78.4%	91.4%	—

※平均落札率：複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

※最低落札率：各年度に実施した入札のうち最低値

清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

【取組番号76】

1 取組方針

- 【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

2 調査内容

(1) 調査対象

予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託者

(2) 調査期間

令和4年5月分（5月31日を含む1ヶ月間）

3 調査結果

(1) 回答数

	調査対象数	回答数
清掃	57	57
警備	16	16
設備管理	14	14

上段：R4

(2) 賃金実態調査の結果

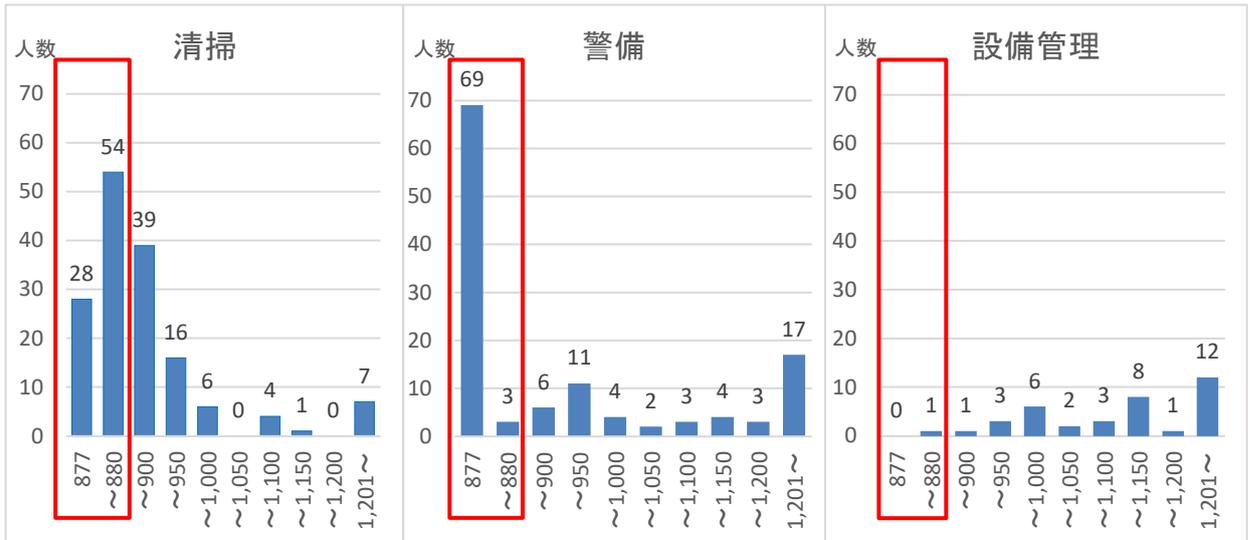
下段：R3

	対象人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	就業形態 正規割合	給与形態 時給割合	平均労働 時間 (h/日)	最低賃金 割合
清掃	155 ↑ (149)	60.7 ↑ (60.5)	4.1 ↓ (4.4)	9% ↓ (12%)	89% ↑ (87%)	5.0 ↓ (5.2)	53% ↓ (55%)
警備	122 ↑ (117)	52.9 ↓ (53.5)	11.3 ↑ (10.1)	69% ↑ (68%)	71% ↓ (73%)	9.0 ↓ (9.1)	59% ↑ (14%)
設備管理	37 ↑ (36)	64.2 ↓ (64.3)	7.1 ↑ (6.4)	24% ↑ (19%)	41% ↓ (44%)	8.0 ↓ (8.1)	3% (3%)
計	314 ↑ (302)	58.1 ↓ (58.2)	7.2 ↑ (6.8)	34% ↓ (35%)	76% ↓ (77%)	7.0 ↓ (7.1)	49% ↑ (33%)

※最低賃金R3. 10. 1～：877円

※最低賃金割合：最低賃金の直近上位10円単位を最低賃金帯として設定

(3) 賃金分布状況(基本給)



…877~880円を最低賃金帯として設定

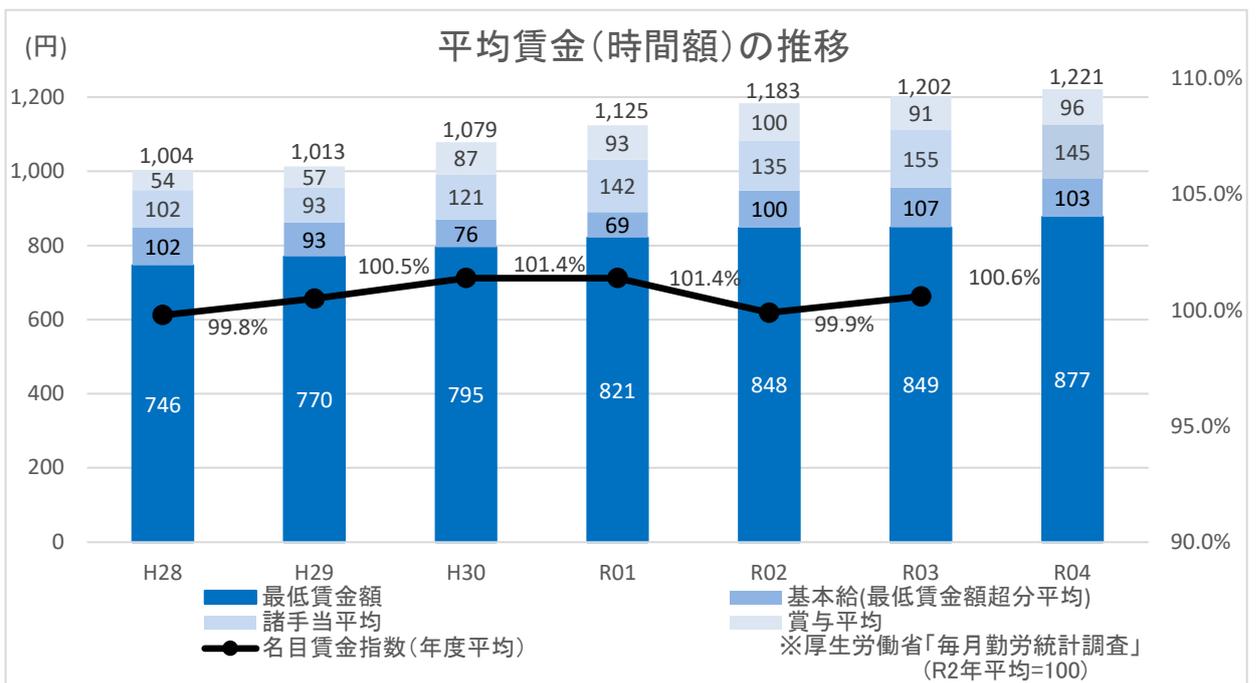
4 調査結果の推移

(1) 雇用の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
対象人数 (人)	231	225	289	310	312	302	314
平均年齢 (歳)	58.2	57.7	57	56.1	57.6	58.2	58.1
平均勤続年数 (年)	5.1	5.2	6.2	5.8	6.6	6.8	7.2
正規社員の割合	27%	27%	46%	41%	42%	35%	34%

(2) 賃金の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
最低賃金割合	37%	31%	50%	53%	54%	33%	49%



少雪時における除雪及び凍結防止剤散布業務の固定的経費について

1 趣旨

年間降雪量に応じて毎年度の業務量が大きく変動する特性がある除雪及び凍結防止剤散布業務について、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を除雪等業務委託費として積算計上します。

2 積算方法等

次の算定式により固定的経費（計上額）※¹を積算計上する。ただし、『除雪作業経費』と『除雪待機費』、『機械管理費』の合計額が『固定的経費（全体額）※²』を上回った場合には適用しない。

$$\text{固定的経費（計上額）}^{\ast 1} = \text{固定的経費（全体額）}^{\ast 2} - (\text{除雪作業経費} + \text{除雪待機費} + \text{機械管理費})$$

$$\text{固定的経費（全体額）}^{\ast 2} = \sum (K \times D) \times (1 + \text{一般管理費率})$$

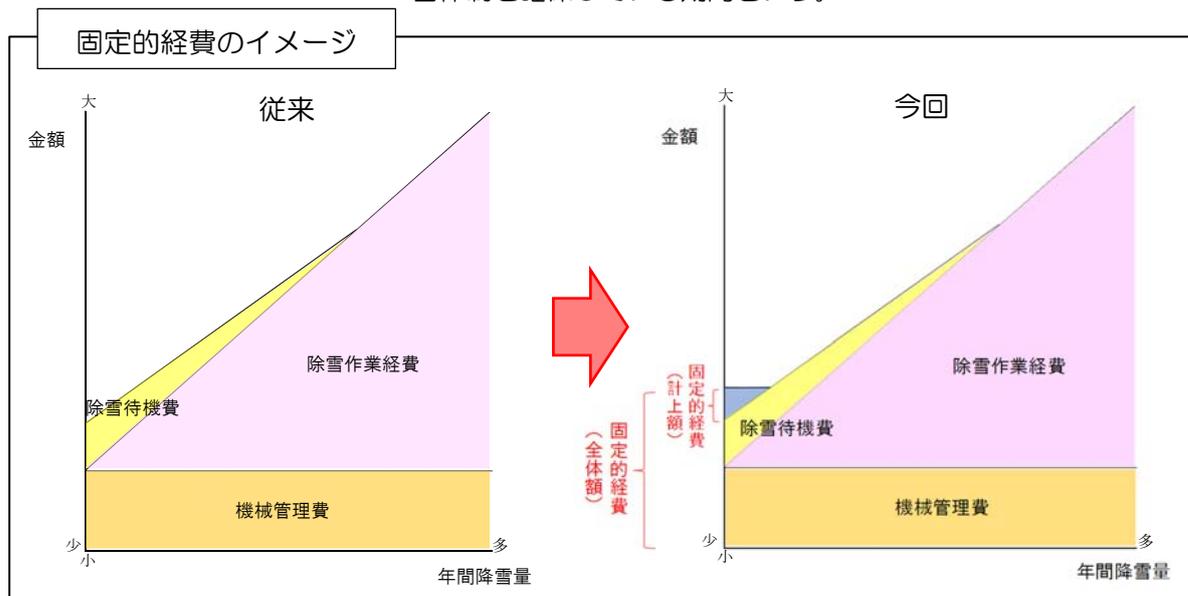
K : 機械損料（供用日当り損料）（円/日）

D : 除雪体制確保期間（日）※³

※¹ 固定的経費（計上額） : 固定的経費（全体額）から除雪作業経費と除雪待機費、機械管理費の合計額を控除した固定的経費をいう。

※² 固定的経費（全体額） : 各機械の機械損料と除雪体制確保期間を掛合せた金額の合計額に一般管理費率を掛けた経費をいう。

※³ 除雪体制確保期間 : 道路除雪作業が適切に行えるよう除雪機械を配備し、除雪体制を確保している期間をいう。



3 適用

令和4年9月15日以降に公告する県の除雪及び凍結防止剤散布業務